

四街道市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成26年8月



- 目 次 -

はじめに	1
I 総論	
1 基本方針	3
2 対策の基本的な考え方	4
3 対策実施上の留意点	5
4 被害想定	6
5 対策推進のための関係機関等の役割	8
6 対策の基本項目	11
(1) 実施体制	11
(2) 情報収集・提供	11
(3) 予防・まん延防止	13
(4) 予防接種	14
(5) 市民生活及び地域経済の安定の確保	15
(6) 医療	16
7 発生段階に応じた対策の考え方	17
II 各段階における対策	
1 未発生期	19
(1) 実施体制	19
(2) 情報収集・提供	20
(3) 予防・まん延防止	20
(4) 予防接種	20
(5) 市民生活及び地域経済の安定の確保	21
(6) 医療	21
2 海外発生期	23
(1) 実施体制	23
(2) 情報収集・提供	23

(3) 予防・まん延防止	24
(4) 予防接種	24
(5) 市民生活及び地域経済の安定の確保	25
(6) 医療	25
3 国内発生早期（県内未発生期）～県内発生早期	27
(1) 実施体制	27
(2) 情報収集・提供	28
(3) 予防・まん延防止	28
(4) 予防接種	29
(5) 市民生活及び地域経済の安定の確保	30
(6) 医療	31
4 県内感染期	32
(1) 実施体制	32
(2) 情報収集・提供	33
(3) 予防・まん延防止	33
(4) 予防接種	34
(5) 市民生活及び地域経済の安定の確保	35
(6) 医療	36
5 小康期	38
(1) 実施体制	38
(2) 情報収集・提供	39
(3) 予防・まん延防止	39
(4) 予防接種	39
(5) 市民生活及び地域経済の安定の確保	40
(6) 医療	40
(参考1) 用語解説	41
(本文中の * のある用語について解説しています)	
(参考2) 特定接種・住民接種の概要	45

はじめに

1. 新型インフルエンザ等の発生と危機管理

新型インフルエンザ*は、季節性インフルエンザのウイルスとその抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより発生するものである。ほとんどの人が免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック*）となり、大きな健康被害とそれに伴う深刻な社会的経済的ダメージをもたらすことが懸念されている。また、感染力の強さから新型インフルエンザと同様に多大な影響を及ぼす未知の感染症が発生する可能性もあり、国では、これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要があるとしている。

2. 国の新型インフルエンザ等対策の経緯

国では、平成 17 年に、「新型インフルエンザ対策行動計画」が策定された。その後、平成 20 年の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 30 号）」で新型インフルエンザ対策の強化が図られたことを受け、平成 21 年に改定された。

また、同年の新型インフルエンザ（A/H1N1）*の世界的大流行の対策実施を通じた教訓等を踏まえ、平成 23 年 9 月に新型インフルエンザ対策行動計画を改定するとともに、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）（以下「特措法」という。）が制定され、平成 25 年 4 月に施行された。

この法律は、病原性*が高い新型インフルエンザや、同様の危険性のある新感染症*が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的としたものであり、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）」（以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

3. 政府行動計画の作成

国は、特措法第 6 条に基づき、平成 25 年 6 月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）を作成した。政府行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示すとともに、都道府県が都道府県行動計画を、指定公共機関が業務計画を作成する際の基準となるべき事項等を定めており、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるように、対策の選択肢を示したものである。

4. 県行動計画の作成

千葉県は、平成 17 年 11 月に「千葉県新型インフルエンザ対策行動計画」を作成し、数次にわたり改定を行ってきたが、特措法並びに政府行動計画を踏まえ、また、特措法第 7 条に基づき、平成 25 年 11 月に抜本的に改定し「千葉県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）を作成した。

県行動計画は政府行動計画を踏まえ、県における新型インフルエンザ等対策の基本方針を示すものであり、これを基にマニュアル等を作成するなど、具体的な対応を図り、出先機関を含め、全庁が一体となり取組を推進し、対策を実施するとしている。

5. 市行動計画の作成

本市においても、平成 21 年 6 月に「新型インフルエンザ対応マニュアル」を作成し、流行時の対策を行ってきたが、今般、特措法第 8 条に基づき、「四街道市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）を作成した。

市行動計画は、政府行動計画や県行動計画を踏まえ、本市における新型インフルエンザ等対策の基本方針を示すものであり、市行動計画を基にマニュアル等を作成するなど、具体的な対応を図るものとする。対策の実施に当たっては、市行動計画等に基づき、全庁が一体となり取組を推進する。

なお、市行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、政府行動計画と同様に、以下のとおりである。

- ・ 感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症
- ・ 感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

市行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

市行動計画は、新型インフルエンザ等に関する最新の知見を取り入れ随時見直す必要があり、また、政府行動計画及び県行動計画が変更された場合も、適時適切に変更を行うものとする。

I 総論

1 基本方針

病原性が高く感染拡大のおそれのある新型インフルエンザや新感染症が万一発生すれば、市民の生命や健康、経済活動にも大きな影響を与えかねない。本市は、日本の空の玄関口である成田国際空港が近隣地域にあるため、その懸念は小さくないと考えられる。

新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが罹患*するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭におき、本市としては、新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく。

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備や国が行うワクチン製造のための時間を確保する。

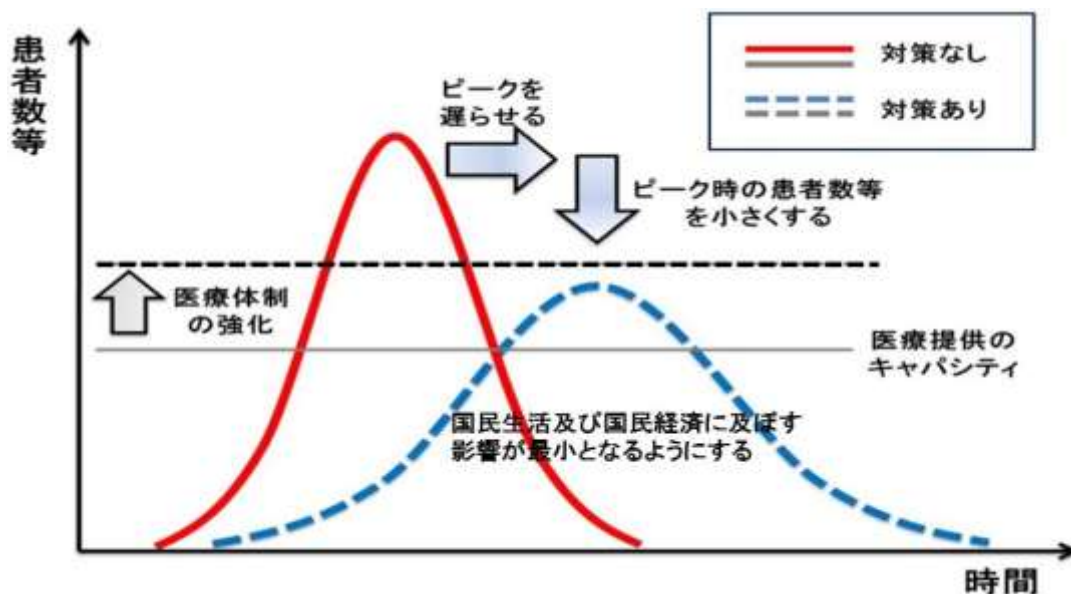
・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療機関への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。

(2) 市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

・感染対策等により、欠勤者の数を減らす。

・業務継続計画の作成・実施により、市民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

[対策効果の概念図（政府行動計画抜粋）]



2 対策の基本的な考え方

(1) 発生状況に応じた臨機応変な対策

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集し対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替える。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行うことが必要である。

事態によっては、地域の実情等に応じて県や政府対策本部と協議の上、柔軟に対策を講じることができるようにし、医療機関も含めた現場が動きやすくなるよう配慮・工夫を行う。

本市においては、首都圏の住宅都市であり学園都市でもあることから、通勤通学等により日常的に市内外の人口移動が多いという特徴も考慮し、各種対策を総合的・効果的に組み合わせ、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じ、一連の流れをもった戦略を確立する。

(2) 個人及び社会全体での感染拡大の防止

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出自粛等の要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬*等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。事業者の従業員の罹患等により、一時期、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼びかけることも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市町村、指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。特に、有効な治療薬やワクチンが無い可能性が高い新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

3 対策実施上の留意点

国、県、市町村または指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等発生に備えまたはその発生した時に、特措法その他の法令、政府行動計画及びそれぞれの行動計画または業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

（１）基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、県が実施する不要不急の外出自粛等の要請、学校・興行場等の使用等制限等の要請等（特措法第 45 条）など、市民の権利と自由に制限を加える対策への協力に当たっては、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し理解を得ることを基本とする。

（２）危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えてさまざまな措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新たな感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であるなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるといったものではないことに留意する。

（３）関係機関相互の連携協力の確保

四街道市新型インフルエンザ等対策本部（特措法第 34 条。以下「市対策本部」という。）は、政府対策本部（特措法第 15 条）、千葉県新型インフルエンザ等対策本部（特措法第 22 条。以下「県対策本部」という。）と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市対策本部長は、必要に応じ、県対策本部長に対して新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

（４）記録の作成・保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

4 被害想定

(1) 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザは、発熱、咳といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ*（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致死率となり甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

しかし、新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力の高低等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右され、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

行動計画の策定に当たっては、有効な対策を考える上での想定として患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要である。

以下、国が示している、過去に世界で大流行したインフルエンザのデータから一つの例として想定した推計結果を、本市の人口に当てはめることで被害想定を行った。

《想定条件》 罹患率 : 25 %
 致命率* : アジアインフルエンザ等（中等度） 0.53 %
 スペインインフルエンザ（重度） 2.0 %
 人口 : 全国 128,057,352人 千葉県 6,216,289人
 四街道市 86,726人（平成22年国勢調査）

被害の度合い		中等度	重度
致命率		0.53 %	2.0 %
医療機関を受診する患者数	全国	1,300万人～2,500万人	
	千葉県	63万人～121万人	
	四街道市	0.9万人～1.7万人	
入院患者数	全国	53万人	200万人
	千葉県	2.6万人	9.7万人
	四街道市	360人	1,353人
死亡者数	全国	17万人	64万人
	千葉県	0.8万人	3.1万人
	四街道市	115人	434人

- この想定による新型インフルエンザの入院患者数は、流行が約8週間続くという仮定の下で国の示した入院患者の発生分布から推計すると、流行発生から5週目でピークとなり、中等度の場合1日当たり約70人（県内で約4,900人）、重度の場合では約270人（県内で約19,400人）となる。
- これらの推計は、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の日本の医療体制、衛生状況等については考慮されていないことに留意する必要がある。また、これらの想定については、多くの議論があり科学的知見が十分と言えないことから、国は最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行うこととしている。
- 新感染症については未知の感染症であるため被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるものは新型インフルエンザ等と同様に危機管理として対応する必要があり、併せて特措法の対象となっている。そのため、新型インフルエンザ等の発生を前提とした被害想定を参考に、新感染症も含めた対応を検討・実施することとなる。このため、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対応を基本としつつも、空気感染も念頭に置く必要がある。

（2）新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定される。

- ・全市民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次罹患する。罹患者は、1週間から10日間程度罹患し、欠勤する。罹患した従業員の大部分は欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）職場に復帰する。
- ・ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられる。しかし、従業員自身の罹患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤すると想定される。

5 対策推進のための関係機関等の役割

新型インフルエンザ等対策を推進するに当たり、関係機関等の役割について以下に示す。

(1) 国

- 国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。
- 新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、自ら対策を強力に推進するとともに、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する対策を的確かつ迅速に支援する。
 - ・新型インフルエンザ等の発生前から、政府一体となった取組を総合的に推進する。
 - ・ワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努める。
 - ・WHO、その他の国際機関及び諸外国との連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。
 - ・指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

(2) 県

- 国が定める基本的対処方針に基づき、県域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。
- 特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体として、感染症対策の中心的な役割を担い、地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に関し、主体的な判断と対応をする。
 - ・発生前の段階から、全庁的な取組を推進する。
 - ・政府対策本部の設置とともに直ちに県対策本部を設置し、同対策本部会議を通じて迅速かつ的確な対策を実施していく。
 - ・「千葉県新型インフルエンザ等対策本部専門部会」を必要に応じ開催し、発生段階に応じた具体的な対策を検討する。
 - ・市町村と緊密な連携を図り、市町村における対策の実施を支援するとともに、広域での対応が必要な場合には市町村間の調整を行う。

(3) 市

○国が定める基本的対処方針及び県が決定する対策の方針に基づき、地域の実情に応じた必要な対策を推進する。

- ・市民に最も近い行政単位として、市民に対する情報提供やワクチンの接種、発生時の要援護者への生活支援などを適切かつ迅速に行う。
- ・政府が新型インフルエンザ等緊急事態宣言*を公表した際、または本部長が必要と認めた場合には、速やかに市対策本部を設置し必要な対策を実施する。
- ・対策を実施するに当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

(4) 医療機関

○地域医療体制を確保し、新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる。

- ・新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や医療資器材の確保等の準備を推進する。
- ・新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進める。
- ・地域の発生状況に応じて、診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

(5) 指定（地方）公共機関*

○新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法第3条第5項に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

(6) 登録事業者*

- ・医療関係者、公共サービス提供者、医薬品・食料品等の製造・販売事業者、運送事業者等は、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の市民生活を維持する観点から、あらかじめ事業継続計画の策定や従業員への感染対策の実施などの準備を積極的に行うよう努める。
- ・新型インフルエンザ等の発生時には、事業継続計画を実行し、可能な限り、その活動を継続するよう努める。

(7) 一般の事業者

- ・新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行う。
- ・発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。
- ・不特定多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底など新型インフルエンザ等対策の実施に協力するよう努める。

(8) 個人

- ・平常時から、新型インフルエンザ等やその対策等に関する情報を得て、発生時にとるべき行動を理解し、手洗い・咳エチケット等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。
- ・発生時に備えて、食料品・生活必需品等の備蓄を行う。
- ・新型インフルエンザ等の発生時には、地域の発生状況や行政等が実施している具体的対策等についての正しい情報を得た上で冷静に対応し、感染予防や感染拡大を抑えるために個人でできる対策を積極的に実践するよう努める。

6 対策の基本項目

政府行動計画では、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護する」こと及び「国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための具体的な対策について、「実施体制」「サーベイランス・情報収集」「情報提供・共有」「予防・まん延防止」「医療」「国民生活及び国民経済の安定の確保」の6項目に分けて立案している。

本市においてはこれを踏まえ、市が実施する対策について、以下の6項目に分けて示す。

(1) 実施体制

- 新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、市民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、国家の危機管理の問題として取り組む必要があるため、県及び他の市町村等と相互に連携を図り、一体となった取組を行う。
- 新型インフルエンザ等が発生する前においては、事前準備の進捗を確認し、庁内一体となった取組を推進する。
- 政府により緊急事態宣言がなされた場合は、速やかに市対策本部を設置し、特措法に基づく対策等を実施する。
- 緊急事態宣言がなされていない場合であっても、政府対策本部が決定した基本的対処方針等により体制の強化等が必要な場合は、本部長の判断により市対策本部を設置する。

四街道市新型インフルエンザ等対策本部

本部長	市長
副本部長	副市長
本部構成員	教育長、消防長、危機管理監、経営企画部長、総務部長、福祉サービス部長、健康子ども部長、環境経済部長、都市部長、水道事業センター長、教育部長、会計管理者、議会事務局長
事務局	健康増進課

(2) 情報収集・提供

①情報収集

- 国及び県が行う感染症サーベイランスの結果や新型インフルエンザ等に関連する

様々な情報の積極的な収集に努め、得られた情報を整理し関係者に迅速に提供すること等により、効果的な対策に結びつけることが重要である。

- 未知の感染症である新感染症が発生した場合は、国が示す情報を関係機関に周知する等、県が行うサーベイランス*体制の構築に協力する。
- 国内・県内の患者数が少ない段階では、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等の強さに関する情報が限られているため、積極的な情報収集が行われるが、患者数が増加し情報が蓄積された時点での患者の全数把握は医療機関等の負担が過大となることなどから、入院患者及び死亡者に限定した情報収集に切り替えられることに注意する。
- 鳥類、豚におけるインフルエンザウイルス*のサーベイランス情報を県等を通じて入手し、これらの動物間での発生の動向を把握する。

②情報提供の体制等

- 新型インフルエンザ等対策を推進するためには、国家レベルの危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、県、市町村、指定（地方）公共機関、医療機関、登録事業者、一般事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとることが重要であることから、関係者間のコミュニケーションは対策の全ての段階、分野において双方向性のものとする。
- 情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を構築する。また、提供する情報の内容に応じた適切な者が情報を発信する体制とする。
- 必要に応じ、市民の不安等に応える手段を講じるとともに、常に発信した情報に対する受け手の反応などを分析し、次の情報提供に活かしていく。
- 市民が情報を受け取る媒体やその受け取り方は千差万別であることを踏まえ、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。
- 外国人、障害者など情報が届きにくい人にも配慮し、市ホームページ、市政だよりや マスメディア等複数の媒体を用いるとともに、受け手に応じた情報提供を行う。

③発生前の情報提供

- 発生時に市民に正しく行動してもらうため、発生前から新型インフルエンザ等の予防・まん延の防止に関する情報や、発生した場合の対策に関して周知し、認識の共有を図る。
- 様々な調査研究の結果などを、市民のほか医療機関、事業者等にも情報提供する。
- 学校は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与すること等、感染症や公衆衛生について児童、

生徒及び保護者等に対して、丁寧に情報提供していく。

④発生時の情報提供

- 新型インフルエンザ等の発生段階に応じ、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、対策の決定のプロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等）や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながらか、迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。
- 市民への情報提供に当たっては、媒体の中でも、テレビ、新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠である。提供する情報の内容については、個人情報保護と公益性、患者等の人権にも十分配慮して伝える。
- 誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する。

(3) 予防・まん延防止

①予防・まん延防止の目的

- 新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図る時間を確保することにつながり、また、受診患者数や入院患者数を最小限にとどめることにより、流行のピーク時も医療体制の対応可能な範囲内に収めることにつながる。こうしたまん延防止対策の効果により、健康被害を最小限に抑えるとともに、社会・経済機能を維持することが可能となることが期待される。
- まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

②主なまん延防止対策

- 個人における対策については、国内における発生の初期の段階から、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人込みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。
- 新型インフルエンザ等の患者及び濃厚接触者*に対する感染症法に基づく措置や、新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出自粛要請などの県が行う対策に協力する。
- 市内事業者に対し、国内における発生の初期の段階から、個人における対策のほか、職場における感染対策を徹底強化するよう周知する。
- 成田国際空港や千葉港を擁する千葉県の特性を踏まえ、全国で最も早く患者が発生する可能性があることを想定し、まん延防止対策をなるべく早期から実施する。

(4) 予防接種

①ワクチン

- ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内に収めるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。
- 新感染症については、ワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。
- 新型インフルエンザ対策におけるワクチンは、プレパンデミックワクチン*とパンデミックワクチン*の2種類がある。プレパンデミックワクチンの有効な接種方法等の検討については、国において臨床研究を推進する。

②特定接種

[特定接種とは]

- 特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。
- ワクチンは、国が備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば、それを用いる。その有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いる。

[特定接種の対象者]

- ア. 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって、厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（登録事業者）のうち、これらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）：国が主体となり接種
 - イ. 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員：国が主体となり接種
 - ウ. 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員：都道府県、市町村が主体となり接種
- 政府行動計画では、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、1) 医療関係者、2) 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員、3) 指定公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）、4) それ以外の事業者、の順に接種を開始することを基本としているが、実施に当たっては、その際の社会状況等を政府対策本部において総合的に判断し、接種の総枠、対象、順位等が決定される。

[特定接種の接種体制]

- 市は対象者「ウ」について、未発生期からその接種体制を構築する。
- 原則として集団的接種により接種を実施する。

③住民接種

[住民接種とは]

○住民接種とは、市内に居住する住民に対し市が行う予防接種であり、状況に応じ次の2種類が規定されている。いずれも、市は住民に接種を勧奨し、円滑に接種を受けられる体制を提供する。

ア. 緊急事態宣言が行われている場合：特措法第46条に基づき、住民に接種の努力義務がある「臨時の予防接種」（予防接種法第6条第1項）を行う。

イ. 緊急事態宣言が行われていない場合：住民に接種義務はない「新臨時接種」（予防接種法第6条第3項）を行う。

[住民接種の実施方法]

○以下の対象区分を基本とし、発生した新型インフルエンザ等の病原性や社会状況等を政府対策本部が総合的に判断し決定された接種順位に従い、市が接種を行う。

ア. 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症により重症化するリスクが高いと考えられる者（基礎疾患を有する者・妊婦）

イ. 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）

ウ. 成人・若年者

エ. 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる者（65歳以上の者）

④医療関係者に対する要請

市は、予防接種の実施体制上必要があると認めるときは、県に対し医療関係者に対する必要な協力要請又は指示を行うよう求める。

(5) 市民生活及び地域経済の安定の確保

○新型インフルエンザは、多くの市民が罹患し流行が約8週間程度続くと言われていいる。また、本人の罹患や家族の罹患等により職場で多くの欠勤者が出るのが想定され、市民生活及び地域経済の大幅な縮小と停滞を招くとともに、公共サービスの中断や物資の不足のおそれがある。

○新型インフルエンザ等発生時に市民生活及び地域経済への影響を最小限にできるよう、市、県、指定（地方）公共機関、各登録事業者は、特措法に基づき事前に十分な準備を行う。また、その他事業者においても事前の準備を行うことが重要である。

○新型インフルエンザ等の発生前は、発生を想定し、各職場における感染予防、事業継続に不可欠な重要業務や従業員の勤務体制などをあらかじめ事業継続計画に定め、備えることが必要である。

○新型インフルエンザ等の発生時は、各職場における感染対策を実施し感染拡大の抑

制に努めるとともに、事業継続計画を実行し、それに応じた活動を維持する。

- 事業の継続が社会的に求められている医療従事者等の登録事業者に対しては、国や県からの要請があった場合、特定接種等の支援を行う。

(6) 医療

- 新型インフルエンザ等が発生した場合、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で医療は不可欠である。健康被害を最小限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。
- 新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には患者数の大幅な増大が予測されるが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、県及び印旛健康福祉センター、その管内市町や医療機関とともに、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておく。また、地域医療体制の整備に当たっては、発生時に医療提供を行う医療機関や医療従事者への具体的支援について、県と連携し協力する。
- 国、県において実施されるサーベイランス情報を、医療体制等の確保や医療機関における診療に役立てるため、県及び市内関係機関と連携協力し、そのネットワークを活用してサーベイランス情報の収集、配信等を行う。
- その他、県が実施する対策の周知等に協力する。

7 発生段階に応じた対策の考え方

新型インフルエンザ等対策は感染の段階に応じてとるべき対応が異なることから、政府行動計画では、それぞれの実情に応じた戦略に即して、新型インフルエンザ等の①未発生期②海外発生期③国内発生早期④国内感染期⑤小康期の5つの発生段階に分類し、その移行については政府対策本部が決定することとしている。

県行動計画では、国と同様に5つに分類しているが、国が決定した発生段階の状況と県内の状況が異なる場合は対策を柔軟に実施する必要があることから、県が発生段階を定め、その移行についても必要に応じて県が判断することとしている。

このため、本市においては、県に準じた5つの発生段階に分類し、各段階に対応した行動計画を策定し対策を実施することとする。

また、本市は首都圏への多くの通勤・通学者を抱える都市であり、新型インフルエンザ等の患者が首都圏で発生した場合、本市に感染が拡大するまでの期間は短期間であることが想定される。そのため、県内で未発生であっても首都圏の患者発生時には、次の段階の対策等の準備を早急に進めることが必要となる。

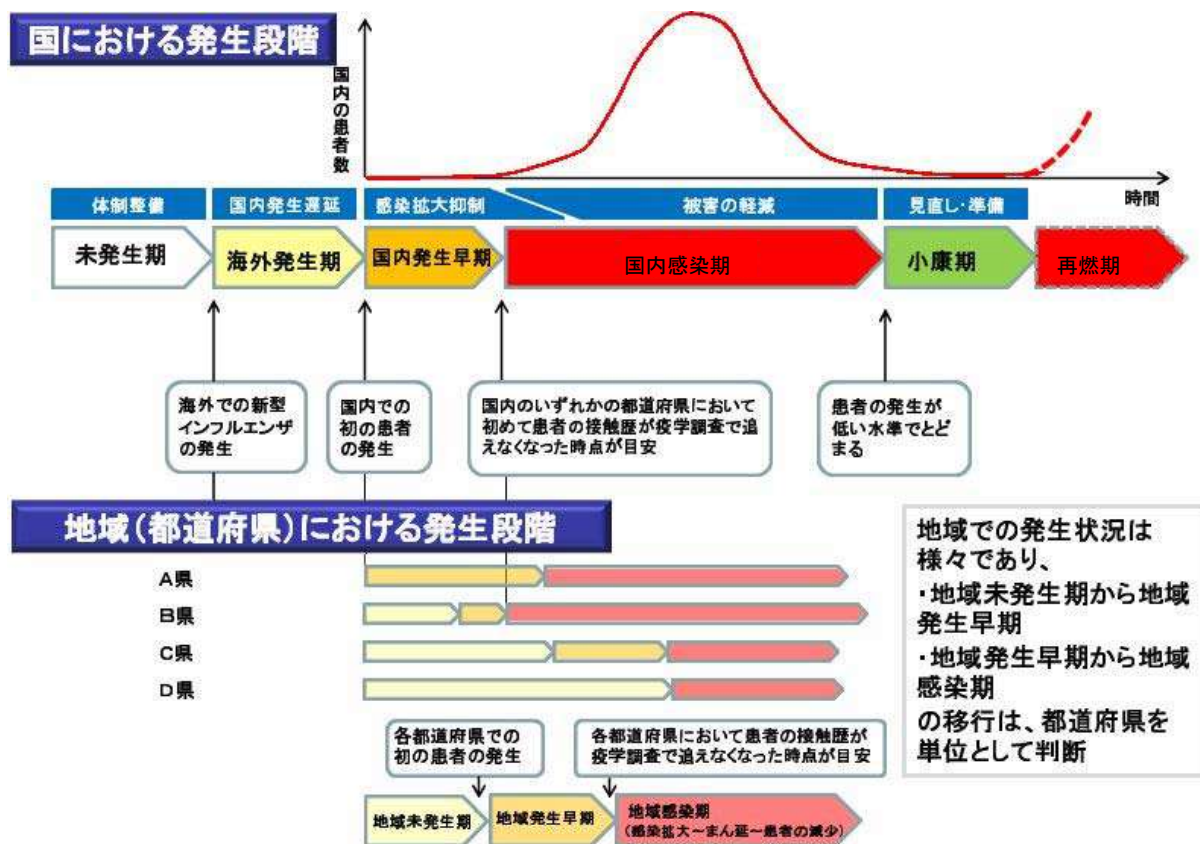
なお、各段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも段階どおりに進行するとは限らないこと及び緊急事態宣言がなされた場合には対策の内容も変化することに留意が必要である。

<国及び県における発生段階>

発生段階		状態
未発生期		新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期		海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	国内発生早期	県外で新型インフルエンザ等患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
	県内未発生期	国内で新型インフルエンザ等患者が発生しているが、県内では発生していない状態
	県内発生早期	県内で新型インフルエンザ等患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
国内感染期	国内感染期	県外で新型インフルエンザ等患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態（以下の場合もあり得る） ①県内で患者が発生していない場合 ②県内で患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
	県内感染期	県内で、新型インフルエンザ等患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
小康期		新型インフルエンザ等患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

<国及び地域（都道府県）における発生段階>

※政府行動計画より転載



<発生段階による対策の考え方>

発生段階	対策
未発生期	発生に備えた事前の準備を国、県と連携し行う <ul style="list-style-type: none"> ・業務計画等の策定 ・市民、事業者への啓発 ・県による医薬品等の備蓄や医療体制、ワクチン供給体制の確認など
海外発生期	病原体の国内への侵入を防ぐことは不可能であるということを前提としつつ、国や県が行う対策に協力する
国内発生早期 ～ 県内発生早期	感染拡大のスピードをできる限り抑える対策を国や県と連携して実施する <ul style="list-style-type: none"> ・県による患者の入院措置や濃厚接触者の外出自粛への協力 ・県による専門外来での診断や治療、抗ウイルス薬の予防投与の周知 ・市民・市内事業者等への感染拡大防止対策の周知徹底
県内感染期	国、県、事業者等と連携して、医療の確保や市民生活・経済の維持のために最大限の努力を行う <ul style="list-style-type: none"> ・県による外出自粛要請や施設の使用制限などへの協力 ・ウイルスの病原性や社会状況等への臨機応変な対処
小康期	第二波に備え、対策を整理、再検討する

II 各段階における対策

以下、発生段階ごとに、状況、目的、対策の考え方、主要6項目の対策を記載する。

個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないことや、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に実施する。

1 未発生期
<p>○状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態。 ・ 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。
<p>○目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発生に備えて体制の整備を行う。
<p>○対策の考え方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 新型インフルエンザ等はいつ発生するか分からないことから、平時から警戒を怠らず、市行動計画等を踏まえ、国・県・関係機関等との連携を図り、対応体制の構築や事前の準備を推進する。 2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。

(1) 実施体制

●行動計画の作成

・ 特措法第8条に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画を作成し、必要に応じ見直していく。(全庁)

●体制整備

・ 国、県及び近隣市町等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。(関係各部等)

・ 新型インフルエンザ等発生時の対策を整備・強化するために、四街道市新型インフルエンザ業務継続計画の見直しを行い、初動対応にあたる体制の確立や発生時に備える。(全庁)

(2) 情報収集・提供

●情報収集

- ・国、県のほか、WHO、国立感染症研究所等が発信する感染症情報の入手に努める。
(健康こども部)
- ・学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学年閉鎖、休校等）を「感染症情報収集システム」等で確認し、感染拡大を早期に把握する。（教育委員会、健康こども部）
- ・国、県等との連携のもと、鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスの情報収集を行い、新型インフルエンザの監視に活用する。（環境経済部）

●情報提供の体制整備

- ・新型インフルエンザ等発生時の、発生状況に応じた市民や関係機関への情報提供の内容や方法について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては準備しておく。
(関係各部等)
- ・新型インフルエンザ等発生時に市民からの相談に応じるため、国、県からの要請に基づいて「新型インフルエンザ等相談窓口」を迅速に設置できるよう準備する。（健康こども部）

(3) 予防・まん延防止

●発生後の対策実施のための準備

- ・市民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人込みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、新型インフルエンザ等の発生早期に自らの発症が疑わしい場合は、印旛健康福祉センター（印旛保健所）に連絡し指示を仰ぐ、感染を広げないように不要な外出を控える、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。（健康こども部）

(4) 予防接種

●特定接種の体制整備

- ・市職員等の接種対象者数を把握し、接種体制の構築を図る。（総務部）
- ・国の要請に基づき県が実施する「登録事業者」の登録作業に係る周知や登録業務、接種体制の構築などについて協力する。（関係各部等）

●住民接種体制の構築

- ・国、県及び医師会、関係事業者等の協力を得ながら、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができるための体制の構築を図る。（健康こども部）
- ・国から示される具体的なモデルを活用し、医師会等の関係者と協力して、接種場所

や必要な設備、人員、器具、ワクチン等の必要量の算出や確保の方法、住民への周知、予約方法等、具体的な実施方法についての準備を進める。(健康こども部)

・県の技術的支援を受けながら、住民接種の円滑な実施のために、必要な住民が居住市町村以外でも接種できる体制づくりに努める。(健康こども部)

・国が提供する、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や供給体制、接種体制、接種対象者や接種順位のあり方といった基本的な情報について情報提供を行い、市民の理解促進を図る。(健康こども部)

(5) 市民生活及び地域経済の安定の確保

●新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

・県及び関係機関と連携し、県内感染期における要援護者の生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等に備えた具体的手続きについて検討・調整する。(福祉サービス部、健康こども部)

●火葬能力等の把握

・県と連携して、火葬場の火葬能力や一時的に遺体を安置できる施設等の把握、遺体の搬送、保存対策等について検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。(環境経済部)

●物資及び資材の備蓄等

・県、市及び指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、または施設及び設備を整備する。(関係各部署)

(6) 医療

●県内発生に備えた医療の確保

・印旛健康福祉センター(印旛保健所)が中心となり設置される、地区医師会、地区薬剤師会、指定(地方)公共機関を含む地域の中核的医療機関や医療機関、薬局、市町、消防等の関係者からなる対策会議に参画し、地域の実情に応じた医療体制の整備を図る。(健康こども部)

・県が行う、臨時の医療施設等での医療の提供、新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わない医療機関の設定、入所施設で集団感染が発生した場合における医療提供の方法等の検討についての情報を収集し、市域での医療体制の整備に活用する。(健康こども部)

・国が策定する、新型インフルエンザ等の診断、トリアージ*を含む治療方針、院内感染対策や患者の移送等に関する手引き等や、県衛生研究所における新型インフルエンザに対するPCR*検査等の実施体制の整備情報等をもとに、関係機関と市休日夜

間急病診療所での診療体制を検討する。(健康こども部)

・国が示す基準に基づき、県が行う抗インフルエンザウイルス薬の備蓄や、医療機関・薬局・医薬品卸売販売業者に対する抗インフルエンザウイルス薬の適正流通の要請等、抗インフルエンザウイルス薬に関する情報を収集する。(健康こども部)

2 海外発生期

○状況

- ・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。
- ・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。
- ・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。

○目的

- 1) 新型インフルエンザ等の国内発生が遅延と早期発見に努める。
- 2) 市内発生に備えて体制の整備を行う。

○対策の考え方

- 1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう準備する。
- 2) 対策の判断に役立てるため、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- 3) 海外での発生状況について注意喚起するとともに、市内発生に備え、市内発生時の対策についての的確な情報提供を行い、市民等に準備を促す。
- 4) 国が検疫等により、国内発生を遅らせるよう努めている間に、医療機関等への情報提供、市民生活及び地域経済の安定のための準備、ワクチンの接種体制の構築等、市内発生に備えた体制整備を急ぐ。

(1) 実施体制

●体制強化等

- ・政府対策本部が決定する基本的対処方針及び県が決定する対策の方針等により体制の強化等が必要な場合は、本部長の判断により市対策本部を設置する。(全庁)
- ・県内での発生に備え、職場における感染防止や事業体制の維持に向けて、情報収集や事業継続計画の運用の準備をする。(全庁)
- ・国が、病状の程度が季節性インフルエンザと同等以下と判断した新型インフルエンザ等の発生の場合は、感染症法に基づく各種対策を実施する。(健康こども部)

(2) 情報収集・提供

●情報収集

- ・国の届出基準(症例定義)の決定とともに開始される、新型インフルエンザ等患者

－海外発生期－

（疑い含む）の全数把握に関する情報を国や県から収集する。また、インターネット等を活用し、WHO、国立感染症研究所等から新型インフルエンザ等に関する情報を収集する。（健康こども部）

- ・引き続き、市内での発生状況を把握する。（教育委員会、健康こども部）
- ・引き続き、国、県等との連携のもと、鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスの情報収集を行う。（環境経済部）

●情報提供

・市ホームページ等を活用し、海外での発生状況や県内で発生した場合に必要な対策等についてできる限り分かりやすく迅速に情報提供するとともに、手洗い、マスク着用等の感染対策について注意喚起を行う。（健康こども部）

●相談窓口の設置

- ・国、県等からの要請に応じ「新型インフルエンザ等相談窓口」を設置し、市民からの一般的な問い合わせに対し、国、県から配布されるQ&Aに基づき適切な情報提供を行う。（健康こども部）
- ・発生国からの帰国者で発熱・呼吸器症状等を有する者については、県が設置する帰国者・接触者相談センター*に連絡し、その指示に従い帰国者・接触者外来*を受診するよう市民及び関係機関に対し周知する。（健康こども部）

●情報共有

・インターネット等を活用し、県や関係機関等と対策の方針や現場の状況等の情報を共有する。（関係各部等）

（3）予防・まん延防止

●まん延防止対策の準備

- ・引き続き、市民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人込みを避ける等の基本的な感染対策について周知する。また、自らの発症が疑わしい場合は、印旛健康福祉センター（印旛保健所）に連絡し指示を仰ぐ、感染を広げないように不要な外出を控える、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について周知を図る。（健康こども部）
- ・県内発生に備え県が準備する、感染症法に基づく患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）、新型インフルエンザ等の発生国に滞在・留学している邦人に対する注意喚起等について、必要に応じその周知に協力する（健康こども部、教育委員会）

（4）予防接種

●特定接種の実施

- ・国が示す特定接種の具体的運用のもと、集団的な接種を行うことを基本とし、新型

インフルエンザ等対策を実施する職員に対し、本人の同意を得て接種を行う。(総務部、健康こども部)

・国から指示があった場合は、接種実施状況モニタリングを行うとともに、副反応等の情報を提供する。(総務部、健康こども部)

●住民接種体制の構築

・国の要請を受け、全市民が速やかに接種できるよう、集団的な接種を行うことを基本として、具体的な接種体制をとれるよう準備する。(健康こども部)

●接種に係る情報収集・提供

・ワクチンの供給予定等の情報を県から収集する。(総務部、健康こども部)

・国が示すワクチンの種類、有効性、安全性、接種対象者や接種順位、接種体制などの具体的な情報について情報提供を行う。(総務部、健康こども部)

(5) 市民生活及び地域経済の安定の確保

●事業者への対応

・市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染対策を実施し、業務計画を踏まえ事業継続に向けた準備を行うよう周知する。(関係各部等)

●遺体の火葬・安置

・県からの要請に応じ、火葬場の火葬能力を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。(環境経済部)

(6) 医療

●医療機関等への情報提供

・国から示された新型インフルエンザ等の症例定義や診断・治療に資する情報等を、医療機関などの関係機関に周知する。(健康こども部)

●県における医療体制

・県が設置する帰国者・接触者外来では、発生国からの帰国者等で発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザ等に罹患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間、その診療を行う。

・帰国者・接触者外来において、症例定義により新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断された場合は、直ちに印旛健康福祉センター(印旛保健所)に連絡する。PCR検査等により新型インフルエンザ等患者と確定された場合は、感染症法に基づき、印旛健康福祉センター(印旛保健所)が入院勧告を行う。

・新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体は県衛生研究所へ送付、検査のうえ、国立感染症研究所において確認を行う。

－海外発生期－

・県は、国から指示があった場合には、備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用し、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等に、必要に応じて予防投与を行うよう医療機関に要請するとともに、医薬品卸売販売業者に対し、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導する。

3 国内発生早期（県内未発生期）～県内発生早期

○状況

【国内発生早期（県内未発生期）】

- ・国内で新型インフルエンザ等患者が発生しているが、県内では発生していない状態。

【県内発生早期】

- ・県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。

○目的

- 1) 市内での感染拡大をできる限り抑える。
- 2) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

○対策の考え方

- 1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅延させるため、引き続き感染対策等を行う。緊急事態区域に指定された場合は、市内発生状況等を踏まえ、緊急事態措置により積極的な感染対策等をとる。
- 2) 医療体制や感染対策について周知するとともに、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。
- 3) 県内感染期への移行に備えて、医療提供体制の確保、市民生活及び地域経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制を整備する。
- 4) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

(1) 実施体制

●対策の実施

- ・国、県から情報提供される新型インフルエンザ等患者の発生状況を関係機関に周知する。（健康こども部）
- ・県内で初めて患者が発生した場合には、県対策本部において決定される対策に従い、必要な対策を実施する。必要に応じ本部長の判断により市対策本部を設置する。（全庁）

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

- ・国が緊急事態宣言を行った場合は、特措法第34条により速やかに市対策本部を設置する。（全庁）

(2) 情報収集・提供

●情報収集

・海外発生期に引き続き、国、県、WHO、国立感染症研究所等から、新型インフルエンザ等の発生状況、感染経路や感染力、潜伏期等の情報、新型インフルエンザ迅速診断キットの有効性、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等に関する情報を収集する。(健康こども部)

・引き続き、市内での発生状況を把握する。(教育委員会、健康こども部)

●情報提供

・引き続き、市ホームページ等により、新型インフルエンザ等の個人防護について市民への注意喚起を行うとともに、国内・県内での発生状況やそれに応じて実施される具体的な対策などについて、関係機関や市民に周知する。(関係各部等)

●相談窓口の充実・強化

・引き続き、新型インフルエンザ等相談窓口で市民からの相談に対応する。また、状況に応じ、相談窓口の時間や体制の拡充等を検討する。(健康こども部、福祉サービス部)

・引き続き、帰国者・接触者相談センターおよび帰国者・接触者外来について周知する。国の要請により、県が一般の医療機関での診療へ移行する判断をした場合は、それを周知する。(健康こども部)

●情報共有

・インターネット等を活用し、県や関係機関等と対策の方針や現場の状況等の情報を共有する。(健康こども部)

(3) 予防・まん延防止

●まん延防止対策

・市内発生に備え、引き続き海外発生期の対策を行う。(全庁)

・市内で患者が発生した場合には、県が行う感染症法に基づく患者への対応(入院措置、治療、積極的疫学調査等)や接触者への対応(外出自粛要請、健康調査の実施、有症時の対応指導等)等に、必要に応じ協力する。(健康こども部)

・県が実施する以下の対策に対し、必要に応じ、その周知等に協力する。

① 住民、事業所、福祉施設等に対する、手洗い・うがい・咳エチケット、人込みを避ける、時差出勤等の基本的な感染対策等の勧奨 (関係各部等)

② 事業者に対する、当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨、職場における感染対策の徹底の要請 (関係各部等)

③ 学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安の提供および設置者への学校保健安全法に基づく臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)の適切な実施の

要請（教育委員会、健康こども部）

- ④公共交通機関等に対する、利用者へのマスク着用の励行など適切な感染対策の呼びかけの要請（経営企画部、健康こども部）
- ⑤病院、高齢者や障害者の施設等、重症化の要因となる基礎疾患を有する者が集まる施設や、治療や感染の拡大防止に困難を伴う者が入所する施設、多数の者が居住する施設等に対する感染対策の強化の要請（福祉サービス部、健康こども部）

[緊急事態宣言がされている場合の措置]

○国が緊急事態宣言を行い、県内の区域が指定された場合は、上記に加え以下の対策を行う。

- ①県が基本的対処方針に基づき講じる以下の措置に協力する。（教育委員会、健康こども部、関係各部等）
 - ・学校、保育所等に対しての特措法第45条第2項に基づく施設の使用制限等の要請および第3項に基づく指示
 - ・学校、保育所等以外の施設に対しての特措法第24条第9項に基づく感染予防策の徹底の要請
 - ・学校、保育所等以外の施設に対しての特措法第45条第2項に基づく感染予防策の徹底または施設の使用制限等の要請および第3項に基づく指示
- ②新型インフルエンザ等が県内において世界で初めて確認された場合、地域における重点的な感染拡大防止策の実施の可否についての国の検討を基に、国と連携して県が行う措置に協力する。（関係各部等）
- ③特措法第45条第1項に基づき、本市が千葉県知事の定める区域とされた場合は、県が住民に対して、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請していることについて、市民に周知する。（全庁）

(4) 予防接種

●住民接種の実施

- ・市民に対し、国が決定した優先接種対象者、接種順位等に関する情報を周知する。（健康こども部）
- ・パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、医師会や関係機関の協力を得て新臨時接種（予防接種法第6条第3項）を開始し、その情報を県や国に提供する。（健

康こども部)

・接種の実施にあたっては、国が示す実施要領に従い作成する市実施要領により実施する。(健康こども部)

・国、県から指示があった場合は、接種実施状況モニタリングを行うとともに、副反応等の情報を提供する。(健康こども部)

[緊急事態宣言がされている場合の措置]

○国の基本的対処方針の変更を受け、区域の指定にかかわらず、特措法第46条に基づく「臨時の予防接種」(予防接種法第6条第1項)を住民に対し実施する。

これは、病原性の高い新型インフルエンザ等に対して緊急に実施するものであり、国民の需要に対し供給が制限される状況が想定されるため、広報に当たっては、接種の目的や優先接種の意義、時期、方法、ワクチンの有効性や安全性などについて、分かりやすく伝えるように留意する。(健康こども部)

(5) 市民生活及び地域経済の安定の確保

●市民・事業者への呼びかけ

・国、県から要請があった場合、市内事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を開始するよう周知する。(関係各部等)

・国が国民に対して要請する食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動について、市民に呼びかけるとともに、国が事業者に対して行う食料品、生活関連物資等の価格の高騰や買占め及び売惜しみ等の防止についての要請に、県と連携して協力する。(環境経済部)

[緊急事態宣言がされている場合の措置]

○国が緊急事態宣言を行い、県内の区域が指定された場合は、上記の対策に加え以下の対策を行う。

① 水の安定供給

水道事業者として、その業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。(水道事業センター、関係各部等)

② サービス水準に係る市民への呼びかけ

県と連携し、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼びかける。（関係各部等）

③生活関連物資等の価格の安定等

県等と連携し、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。（環境経済部）

④県の措置等への協力

県が事業者等に行う要請・指示等について、必要に応じ協力する。（関係各部等）

（6）医療

●医療機関等への情報提供

・引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関等へ迅速に提供する。（健康こども部）

●県における医療体制

・帰国者・接触者外来や帰国者・接触者相談センターを引き続き継続し、国の要請により、一般の医療機関でも診療する体制に移行する。

・新型インフルエンザ等と診断された者に対しては、原則として感染症法に基づき感染症指定医療機関*等へ移送し、入院措置を行う。この措置は、病原性が高い場合に必要であるが、発生当初は病原性に関する情報が限られていることが想定されることから、病原性が低いことが判明しない限り実施する。

・新型インフルエンザ等患者のPCR検査等による確定診断は、原則として県内での患者数が極めて少ない段階で実施し、患者数が増加した段階では重症者等に限定して行う。

・国と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく接触した者には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与及び有症時の対応等を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等へ移送する。

・医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、県警察本部において必要に応じた警戒活動等を行う。

4 県内感染期

○状況

- ・ 県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）。

○目的

- 1) 健康被害を最小限に抑える。
- 2) 市民生活・地域経済への影響を最小限に抑える。

○対策の考え方

- 1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染対策から被害軽減に切り替える。ただし、発生の状況を把握し、感染対策も含め実施すべき対策の判断をする。
- 2) 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知するとともに、市民一人ひとりがとるべき行動について、分かりやすくかつ積極的に情報提供する。
- 3) 欠勤者の増大が予測されるが、最低限の市民生活・地域経済を維持するために必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。
- 4) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。
- 5) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

(1) 実施体制

●対策の実施

- ・ 県対策本部が、県内が感染期に入ったと判断し、具体的な対策を決定した場合、市はそれに従い必要な対策を実施する。必要に応じ本部長の判断により市対策本部を設置する。（全庁）

[緊急事態宣言がされている場合の措置]

- ・ 国が緊急事態宣言を行った場合は、特措法第 34 条により速やかに市対策本部を設置する。（全庁）

(2) 情報収集・提供

●情報収集

・引き続き、国、県、WHO、国立感染症研究所等から、新型インフルエンザ等の発生状況、感染経路や感染力、潜伏期等の情報、新型インフルエンザ迅速診断キットの有効性、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等に関する情報を収集する。(健康こども部)

・県内の患者数が増加した段階で、県は新型インフルエンザ等患者及び入院患者の全数把握を中止し、学校等における集団発生の把握の強化についても通常のサーベイランスに戻すので、市は関係機関と連携し、状況に応じて市内での発生状況を把握する。(教育委員会、健康こども部)

●情報提供

・引き続き、新型インフルエンザ等の個人防護について市民への注意喚起を行うとともに、国内・県内での発生状況やそれに応じて実施される具体的な対策などについて、市ホームページ等により関係機関や市民に周知する。(関係各部等)

●相談窓口の継続

・引き続き、新型インフルエンザ等相談窓口で市民からの相談に対応する。また状況に応じ、相談窓口の時間や体制の拡充等を検討する。(健康こども部、福祉サービス部)

●情報共有

・インターネット等を活用し、県や関係機関等と対策の方針や現場の状況等の情報を共有する。(健康こども部)

(3) 予防・まん延防止

●まん延防止対策

・引き続き、新型インフルエンザ等の個人防護について市民への注意喚起を行う。(関係各部等)

・県が実施する以下の対策に対し、必要に応じ、その周知等に協力する。

- ① 住民、事業所、福祉施設等に対する基本的な感染対策等の勧奨強化(関係各部等)
- ② 事業者に対する、当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨、職場における感染対策の徹底の要請(関係各部等)
- ③ 学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安の提供及び設置者への学校保健安全法に基づく臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)の適切な実施の要請(教育委員会、健康こども部)
- ④ 公共交通機関等に対する、利用者への適切な感染対策の呼びかけの要請(経営

一 県内感染期一

企画部、健康こども部)

- ⑤ 病院、高齢者施設等、基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等に対する感染対策の強化の要請（福祉サービス部、健康こども部）
- ⑥ 濃厚接触者を特定しての措置（外出自粛要請、健康観察等）の中止（健康こども部）

[緊急事態宣言がされている場合の措置]

○国が緊急事態宣言を行い、県内の区域が指定された場合は、上記の対策に加え以下の対策を行う。

①県が基本的対処方針に基づき講じる以下の措置に協力する。（教育委員会、健康こども部、関係各部等）

- ・学校、保育所等に対しての特措法第 45 条第 2 項に基づく施設の使用制限等の要請および第 3 項に基づく指示
- ・学校、保育所等以外の施設に対しての特措法第 24 条第 9 項に基づく感染予防策の徹底の要請
- ・学校、保育所等以外の施設に対しての特措法第 45 条第 2 項に基づく感染予防策の徹底または施設の使用制限等の要請および第 3 項に基づく指示

②特措法第 45 条第 1 項に基づき、本市が千葉県知事の定める区域とされた場合は、県が住民に対して、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請していることについて、市民に周知する。（全庁）

（４）予防接種

●住民接種の実施

- ・市民に対し、国が決定した優先接種対象者、接種順位等に関する情報を周知する。（健康こども部）
- ・パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、医師会や関係機関の協力を得て新臨時接種（予防接種法第 6 条第 3 項）を開始し、その情報を県や国に提供する。（健康こども部）
- ・接種の実施に当たっては、国が示す実施要領に従い作成する市実施要領により実施する。（健康こども部）

[緊急事態宣言がされている場合の措置]

○国の基本的対処方針の変更を受け、区域の指定にかかわらず、特措法第46条に基づく「臨時の予防接種」（予防接種法第6条第1項）を住民に対し実施する。

これは、病原性の高い新型インフルエンザ等に対して緊急に実施するものであり、国民の需要に対し供給が制限される状況が想定されるため、広報に当たっては、接種の目的や優先接種の意義、時期、方法、ワクチンの有効性や安全性などについて、分かりやすく伝えるように留意する。（健康こども部）

(5) 市民生活及び地域経済の安定の確保

●市民・事業者への呼びかけ

- ・国、県から要請があった場合、市内事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染対策を開始するよう周知する。（関係各部等）
- ・国が国民に対して要請する食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動について、市民に呼びかけるとともに、国が事業者に対して行う食料品、生活関連物資等の価格の高騰や買占め及び売惜しみ等の防止についての要請に、県と連携して協力する。（環境経済部）

[緊急事態宣言がされている場合の措置]

○国が緊急事態宣言を行い、県内の区域が指定された場合は、上記の対策に加え以下の対策を行う。

①水の安定供給（国内発生早期を参照）

②サービス水準に係る市民への呼びかけ（国内発生早期を参照）

③生活関連物資等の価格の安定等

・市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。

・生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報提供に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。（環境経済部）

・生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、行動計画等で定めるところにより、適切な措置を講ずる。（環境経済部）

④要援護者への生活支援

・国及び県と連携し、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。（福祉サービス部、健康こども部）

⑤埋葬・火葬の特例等（特措法第 56 条）

・火葬場に対し、可能な限り火葬炉を稼働させるよう要請する。（環境経済部）
・死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。（環境経済部）
・埋火葬を円滑に行うことが困難となり緊急の必要があると認めるときは、埋火葬の手続きや実施について、国が特例として定めるところにより行う。

⑥新型インフルエンザ等の患者の権利利益の保全等（特措法第 57 条）

・国が特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別の措置に関する法律に基づく措置の必要性を検討し、行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置、期限内に履行されなかった義務に関する免責に関する措置等の特例措置のうち当該インフルエンザ等緊急事態に対し適用すべきものを指定した場合、県が関係者に行う周知に協力する。（関係各部等）

⑦新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資（特措法第 60 条）

・事業者向けの融資について、新型インフルエンザ等緊急事態において、市内事業者等が経営不振によって資金繰りに影響の出るおそれがある場合は、相談窓口を設置するとともに、活用可能な支援制度を積極的に活用し、資金繰りの円滑化に努める。（環境経済部）

⑧金銭債務の支払い猶予等（特措法第 58 条）

・新型インフルエンザ等緊急事態において、市内事業者等の金銭債務の支払い等に影響が出るおそれのある場合には、国等の動向を踏まえ、対応策を速やかに検討する。（関係各部等）

⑨通貨及び金融の安定（特措法第 61 条）

・新型インフルエンザ等緊急事態において、国等が実施する通貨及び金融の安定に係る必要な措置の周知に努める。（関係各部等）

⑩県の措置等への協力（国内発生早期を参照）

（6）医療

●医療機関等への情報提供

・引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関等へ迅速に提供する。（健康こども部）

●在宅で療養する患者への支援

・患者や医療機関等から要請があった場合には、国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、在宅で療養する患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。（福祉サービス部、健康こども部）

●県における医療体制

・国から要請があった場合、帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行うよう県医師会や医療機関等に要請する。また、入院治療は、原則として重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。

・患者との濃厚接触者（同居者を除く。）への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせるよう医療機関に要請するとともに、患者の同居者に対する予防投与について、国の判断に従い対応を決定する。

・医師が在宅療養患者に対する電話による診療により新型インフルエンザ等や慢性疾患の状況について診断ができた場合のファクシミリ等による処方箋の発行について、国が示す対応方針を周知する。

・県は、国と連携し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるよう県医師会、医療機関等と調整する。

・患者の発生状況を踏まえ、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬国備蓄分の配分要請を行う。

・医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、県警察本部において必要に応じた警戒活動等を行う。

[緊急事態宣言がされている場合の措置]

○国が緊急事態宣言を行い、県内の区域が指定された場合、県等は上記の対策に加え以下の対策を行う。

・ 県は、国と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、定員超過入院等のほか、新型インフルエンザ等の外来診療を要する患者や、病状は比較的軽度であるが在宅医療が困難で入院診療を要する患者等のため、臨時の医療施設を設置する。臨時の医療施設は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。

5 小康期

○状況

- ・新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。
- ・大流行は一旦終息している状況。

○目的

- ・社会・経済機能の回復を図り、流行の第二波に備える。

○対策の考え方

- 1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、第一波による医療提供体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- 2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。
- 3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- 4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

(1) 実施体制

● 対策の実施

・国が、小康期に入った旨及び措置の縮小・中止する措置などに係る小康期の対処方針を示した場合には、その対応を行う。（関係各部等）

● 対策の評価・見直し

・これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じて行動計画、マニュアル等の改定等を行う。（関係各部等）

[緊急事態宣言がされている場合の措置]

○緊急事態解除宣言がなされたときは、関係機関に周知し、速やかに市対策本部を廃止するが、状況に応じて任意設置について検討する。（全庁）

国が解除宣言を行う「新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるとき」とは、

- ・患者の数、ワクチン接種者の数等から、国民の多くが新型インフルエンザ等に対する免疫を獲得したと考えられる場合
- ・患者数が減少し、医療提供の限界内におさまり、社会経済活動が通常ベースで営まれるようになった場合
- ・症例が積み重なってきた段階で、当初想定したよりも、新規患者数、重症化・死

亡する患者数が少なく、医療提供の限界内に抑えられる見込みがたった場合
などであり、国内外の流行状況、国民生活、国民経済の状況等を総合的に勘案し、
政府対策本部が決定する。

(2) 情報収集・提供

●情報収集

・再流行を早期に探知するため、通常の発生情報の把握を継続する。(健康こども部、
教育委員会)

・引き続き、国、県からの情報収集のほか、WHO、国立感染症研究所等から、新型
インフルエンザ等の情報を収集する。(健康こども部)

●情報提供

・小康期に入ったことを市民に周知するとともに、流行の第二波に備え、市民への情
報提供と注意喚起を行う。(健康こども部)

●相談窓口の縮小

・国からの要請に基づき、状況を見ながら、新型インフルエンザ等相談窓口を縮小す
る。(健康こども部、福祉サービス部)

●情報共有

・インターネット等を活用し、国、県や関係機関等と第二波に備えた体制の再整備に
関する対策の方針や現場の状況等の情報を共有する体制を維持する。(関係各部等)

(3) 予防・まん延防止

●情報提供

・小康期に入ったことを市民に周知するとともに、流行の第二波に備え、市民への情
報提供を行う。(健康こども部)

(4) 予防接種

●住民接種の実施

・流行の第二波に備え、新臨時接種(予防接種法第6条第3項)を進める。(健康こ
ども部)

[緊急事態宣言がされている場合の措置]

○国、県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく「臨時の予防接種」
(予防接種法第6条第1項)を進める。(健康こども部)

(5) 市民生活及び地域経済の安定の確保

●市民・事業者への呼びかけ

・必要に応じ、国が国民に対して要請する食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動について、市民に呼びかけるとともに、事業者に対して食料品、生活関連物資等の価格の高騰や買占め及び売惜しみ等の防止について国が行う要請に、県と連携して協力する。（環境経済部）

[緊急事態宣言がされている場合の措置]

① 業務の再開

県と連携し、市内の事業者に対し、地域の感染動向を踏まえつつ事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない旨周知する。（関係各部等）

② 新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資（県内感染期を参照）

③ 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等

県、国と連携し、市内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、縮小・中止する。（関係各部等）

(6) 医療

●県における医療体制

- ・国と連携し、患者の発生状況を勘案しつつ平常の医療体制に戻す。
- ・国から、抗インフルエンザウイルス薬の使用を含めた治療指針が示された場合は、医療機関に周知する。
- ・流行の第二波に備え、不足している医療資器材や医薬品の確保を行うとともに、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄状況等を確認し、必要に応じて追加備蓄等を行う。
- ・緊急事態宣言がされている場合には、必要に応じ、県内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止する。

【用語解説】 ※五十音順

(参考1)

○インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆる A/H1N1、A/H3N2 というのは、これらの亜型を指している。）

○感染症指定医療機関

感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

＊特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。

＊第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

＊第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

＊結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局。

○帰国者・接触者外来

発生国からの帰国者や国内患者との濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有するものを対象とした外来。

○帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

○緊急事態宣言

政府対策本部長は、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与える恐れがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、当該疾病の全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼす恐れがある事態が発生したと認められるときは、政府の基本的対処方針等諮問委員会の意見を聞いて、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」を行う。また、緊急事態措置の必要が無くなり次第、速やかに解除する。

公示する事項：新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間

（期間：2年を越えない期間。ただし、1回限り、1年延長可）

新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域
(流行状況等を総合的に勘案し、決定)
新型インフルエンザ等緊急事態の概要

- 緊急事態措置： ①外出自粛要請、興行場、催物等の制限等の要請・指示
②住民に対する予防接種の実施
③医療提供体制の確保
④緊急物資の運送の要請・指示
⑤政令で定める特定物資の売渡しの要請・指示
⑥埋葬・火葬の特例
⑦生活関連物資等の価格の安定
⑧行政上の申請期限の延長
⑨政府関係金融機関等による融資等

○抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

○サーベイランス

疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示す。

○指定（地方）公共機関

指定（地方）公共機関とは、医療の提供や、電気等の供給、輸送その他の公益事業を営む法人のうち、新型インフルエンザ等発生時における業務の継続性等の基準に基づき国又は都道府県知事が指定した事業者をいう。

発生時には、その本来的業務の実施を通じて、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有し、その実施のための業務計画の作成が義務づけられている。

なお、指定（地方）公共機関制度は、災害対策基本法などで設けられているものであり、特措法の制定により、新型インフルエンザ等対策においても設けられたものである。

○新型インフルエンザ

新たに人から人に感染する能力を有することとなったインフルエンザウイルスを病原体とする人の感染症のインフルエンザをいう。毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとは異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、

世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

○新型インフルエンザ（A/H1N1）

2009年（平成21年）4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ（A/H1N1）」との名称が用いられたが、2011年（平成23年）3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009」としている。

○新感染症

人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染症の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第9項）

○致命率

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。

○登録事業者

特措法28条に基づき、新型インフルエンザ等の発生時に医療または国民生活・国民経済の安定に寄与する業務（介護・福祉、医薬品・医療機器製造販売、ライフライン、輸送・通信、金融、報道、飲食料品製造販売、埋火葬、廃棄物処理等）を行うための業務計画を作成し、厚生労働大臣の登録を受けている事業者。その従業員のうち、当該業務に従事するものが特定接種の対象となる。

○トリアージ

災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行うために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけること。

○鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

○濃厚接触者

患者と長時間居合わせたなどにより、新型インフルエンザ等の病原体の感染が疑われる者。

○パンデミック

感染症の世界的大流行。特に新型インフルエンザ等では、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

○病原性

新型インフルエンザ等対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いられることが多い。なお、学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、毒素の産生能、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

○プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国ではH5N1亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。

○PCR (Polymerase Chain Reaction : ポリメラーゼ連鎖反応)

DNAを、その複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて大量に増幅させる方法。ごく微量のDNAであっても検出が可能のため、病原体の検査に汎用されている。インフルエンザウイルス遺伝子検出の場合は、同ウイルスがRNAウイルスであるため、逆転写酵素 (Reverse Transcriptase) を用いてDNAに返還した後にPCRを行うRT-PCRが実施されている。

○罹患 (りかん)

病気にかかること。

特定接種・住民接種の概要

(参考2)

類型	特定接種	住民接種	
緊急事態宣言	—	有	無
根拠法令条項	特措法第28条	特措法第46条	—
	予防接種法第6条第1項(臨時接種)による予防接種とみなす	予防接種法第6条第1項(臨時接種)	予防接種法第6条第3項(新臨時接種)
実施時期	政府対策本部において必要と認めるとき(緊急事態宣言の前にも実施)	(緊急事態宣言後)政府対策本部において必要と認めるとき	(緊急事態宣言前)厚生労働大臣の指示があったとき
考え方	医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保する	新型インフルエンザ等により国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることを抑制する	まん延予防上緊急の必要があるが、臨時接種の対象疾病より病原性が低いものを想定
対象	登録事業者の従業員	住民	住民
実施主体	国(登録事業者・国家公務員) 都道府県(職員) 市町村(職員)	市町村	市町村
接種の努力義務	有	有	無
接種の勧奨	有	有	有
接種費用の負担	実施主体が全額負担	実費徴収不可 (国・県・市町村で負担)	低所得者以外からの実費徴収は可 (国・県・市町村で負担)

四街道市新型インフルエンザ等対策行動計画

発行年月 平成26年8月

発行 四街道市健康こども部健康増進課

〒284-8555

千葉県四街道市鹿渡無番地

TEL 043-421-6100

FAX 043-421-2125